



さすま^{58/2}

第304号

発行 佐呂間町役場 印刷 井谷印刷株式会社



仕事に誇りをもち

楽しく豊かなまちをつくります

(冬のつどい ワンコソバ大会)

佐呂間町民憲章

成人おめでとう



一月十五日「成人の日」、百十七名の新成人が誕生しました。町民センターで行なわれた成人式には八十八名が出席し、厳粛な式典の中に女性の華やかな和服姿という、成人式独特の雰囲気の中で大人として新しいスタートをき

りました。

新成人のみなさんには、厳しい社会情勢の中ではありますが、新鮮な若い力で力強く歩んでほしいと思います。

また、七名の方にこれからの抱負、希望などを語っていただきました。



近藤 孝 君
永代町
面工業勤務

「二十才」

私はこの言葉の中には単に年令を表わす数字の意味だけでなく、数多くの意味が含まれていると思う。

人間として、ある程度成長した自分自身を立ち止まって、みつめ直し多くの権利や義務が、おのれ自身の責任へと転換されていく、一つの区切りとしたいとおもう。

また社会人生活の浅い私にとっては、これからの人と人との出会いを大切に、人それぞれの考えから得た多くの知識を、どうやって自分に、活用するかは、これからの自分自身にかかっていると思う。

私は背のびせず、マイペースで生活していこうと考える。

答 辞 佐藤工也君



「二十歳(はたち)」

成人式を迎えて、改めて二十年

という年月を振り返ってみると、どれ程、母をはじめ、まわりの方々に甘え、支えていただいたか、感謝の気持ちでいっぱいです。こんな私ですから、成人おめでとうの言葉を素直に受けとれないのかもしれません。

大人は、りっぱな考えや人柄をもつ人のことを言います。私は今その大人へのスタートラインに立ち、ゆっくりでも少しずつ前進で



茂木美由紀さん
西 富
農協勤務



杉野智寿子さん
西 富
森永勤務

「成人を迎えて」

二十年——時の流れは早いものです。

私も、社会の一員として認められ、大人としての責任と義務を自覚し歩み始める時が来た事を嬉しさと、不安の入りまじった気持ちで、迎えました。

今まで、多くの人に出会い、自分なりに色々な経験をして来ましたが、精神的にまだまだ未熟、何事にも、勉強不足で反省する事ばかりです。

今一度、自分を見直し、

失敗を恐れず、

思いやりを忘れず、

周囲に流されず、

人生と言う長く、厳しい道を、マイ

ペースで一步、一步、精一杯に

生きて生きたいと思っています。

最後に、心身共に健康で成人を

迎えられた事を、両親に感謝しま

す。

きるよう、自分の言動一つ一つに責任をもち、何ごとにもチャレンジするよう心がけ、努力してゆきたいと思っています。



君 洋樹 林
宮前町
役場勤務

「何か」

「成人を迎えての気持ち」普通ならば、何かを感じるのでしょうか、私はこれといって感じるものがない。

成人になったのだという実感が無い。

成人を迎えたからといって、私自身が変わるはずもない。

私思うには、まだ私が大人と呼ばれるにふさわしい時期に達し



宣誓
玉井 伸一君
西 恵美子さん

ていないからだと思う。

しかし実際にはいろいろな権利や義務を与えられたのだし、周囲の人たちも、半人前であれ大人として私を見るのでしょうか。

そう考えてみると私も「何か」をしなければいけないのではないかと思います。

その「何か」というものがどういう事なのかは分かりませんが、今、若い時にしか出来ないことを精一杯やってみて、いろいろ経験して、その中から見つけ出したいと思っています。



君 隆浩 高橋
宮前町
岸組勤務

「経験」

社会に出て丸二年、いろいろと学生とは違った人との係わり、仕事の難しさというのを、少しは考えられたつもりです。

けれど、二十歳の私としては、もう少し違った部分で、もっと知り、見ておくこと、体験すること、をしたいのです。それは、職場を通して得られることもあると思うし、日常の生活の中でも味わうものだと思います。



さん 典子 滝口
若 里
漁協勤務

「成人式を迎えて」

私も一人前の社会人と認められる年齢になり、今までのように、人に頼って甘えてばかりはいられないのだと自分に言いかけせています。

二十歳になったので特別にというわけではありませんが、若いから出来ることは色々やってみたいと思っています。これからは自分の行動には責任を持たなければいけないでしょうし、社会の中でしなければならぬ義務も沢山あるでしょう。そんな中でどれほどのことが出来るか分かりませんが、何かに一生懸命になってみたいと思います。

思いやりの気持ちを大切に、心の温かな人になれるよう私なりに歩いて行きたいです。



君 功里 木村
若 里
三栄通商勤務

「社会人一年生としての実感」

新春の慶びと共に今日ここに、成人の御祝いをして頂き、心のひきしまる思いです。

振り返ると学校を卒業してから二年間、当時は、先生や両親に、心配のかげどしでした。今だに学生気分のぬけない私ですが、今更ながらに反省することの多いことばかりです。

この激動する社会情勢の中で、

キャンドルサービス



一人前に選挙権を与えられ、私には荷が重すぎると云った実感です

しかしこれからは、一社会人として、与えられた事の一つ一つに責任をもって実行していかなければと考えておりますが、何といっても未熟な私ですから一つ一つ身につけていきたいと思います。

そして私自身への第一の課題として、交通安全第一に、精一杯、仕事に励みたいと思います。

職場の皆さん、これからもびしびし鍛えて下さい。

そして、立派な先輩達を見習って、私も立派な人間になれる様、努力していききたいと思っています。

第四回

定例町議会

第四回定例町議会が、

十二月二十日から二十一日までの二日間開会され
予算、条例などが、議決
されました。

議会のうごき

条例

▼条例の制定

●佐呂間町営農用水事業分担金徴収条例の制定 原安可決

本条例は営農用水事業の実施に
当り各受益者より分担金を徴収す
る必要のある場合に際して制定さ
れました。

(徴収の根拠)

第一条 佐呂間町における、北海
道営農農用水事業(以下「事業
」という)に要する費用につい
て、地方自治法(昭和二十二年法
律第六十七号)第二十四条の規定
による分担金を徴収する場合に
は、この条例に定めるところに
よる。

(分担金の額及び基準)

第二条 前条の規定による分担金

の額は、毎年度北海道知事(以
下「知事」という)が定めた額
を超えない範囲内において町長
が定める。

二、前項の分担金の基準は、当該
事業についてその施行に係る地
域内において有する土地の面積
当該利益を受ける者が当該事業
において設置した施設によって
供給を受ける用水の量及び当該
事業によって当該土地が受ける
利益を勘案して町長が定める。

(納付義務者)

第三条 前項の規定により算定し
た分担金は、当該事業によって
利益を受ける者(申請により当
該事業に係る施設による用水の
供給対象とされた者をいう)か
ら徴収する。

(徴収の方法及び時期)

第四条 分担金の賦課、徴収の方
法及び時期については、当該年
度内において、その都度町長が
定める。

(納期日の変更及び減免等)

第五条 天災等により分担金の納
付が困難となった納付義務者に
つき、町長がやむを得ない事情が
あると認めたとき、その申請に
基づき納入期日を変更し、又は
延滞金を減免し若しくは、その
徴収を猶予することができる。

(委任)

第六条 この条例の施行について

第4回 定例町議会 町 長 行政報告 (要旨)

●本年の町内産業の状況について

農業は、水稻が一部、品種によ
り低温障害を受け、かなり減収が
ありましたが、この他の作物は非常
に天候に恵まれ、特にビート等は
有史以来の豊作の年を迎えました。
畜産関係は、各乳製品は酪農公
団の在庫は殆どゼロになっており
保証価格の枠が前年度から伸びて
いないのが障害となっておりま
が、消費の面では明るい情勢を迎
えているのではないだろうか。

また、牛の個体価格は安定化し
ており、豚の価格等もかなり良か
ったのではないだろうか。ただ、
貿易摩擦等の関係で将来の不安材
料はございます。

林業関係は、木材の低迷状態は
未だ解消されておられません。最
近の国有林の入札状況等から考え
ますと外材価格の値上りの影響も
ありますが、広葉樹は二十五%位
値上りをしており、針葉樹も値上

りが期待され、カラマツにも好影
響が出て来るだろうと考えており
ます。

また、町内林業界は、波乱の多
い一年でございましたが、議会
のご理解なども得まして順調に回復
をし現況では前年度対比で生産が
かなり上向いております。

水産は、帆立の生産数量は計画
の五十五%位で、昨年に続いて大
きなへい死障害が出ました。対策
として網走支庁長、水産試験場長
を現地に招いて検討会を開いてお
りますが、未だこれが完全な要因
であるとの結果は出ておりません。

なお、明年に向けて、原因解明
のため、もう少し積極的な手を打
つてみる必要があるのではないだ
ろうかと考えており、先般、道の
水産部長がサロマ湖の視察にまい
りました際にも、サロマ湖の帆立
のへい死状態に対する道水産試験
場の今の陣容では解明が乏しいよ
うに思うので、三町協議をし養殖
の權威である東北大学に依頼をし
て、もっと積極的な解明をする必
要があると報告致しております。

●町発注工事の進捗状況について
本年度は、お蔭様で天候が良か
ったせいもあり、工事は一〇〇%
完了いたしました。
特に、いろいろ問題の多い建築

必要な事項は町長が定める。

●佐呂間町へい獣保管庫設置条例の制定について——原案可決

本条例は、町内へい獣処理の安全性、利便性を高めるためへい獣保管庫が設置されたのに伴い制定されました。

(設置目的)

第一条 へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第一四〇号)第八条の規定にもとづきへい獣を貯蔵、保管するため、へい獣保管庫(以下「保管庫」という)を設置する。

(名称及び位置)

第二条 保管庫の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 佐呂間町へい獣保管庫
位置 常呂郡佐呂間町字西富

二二五番地の九

(へい獣の貯蔵、保管)

第三条 保管庫にへい獣を貯蔵、保管しようとする者は、町長に届出るとともにへい獣を保管庫まで搬入しなければならない。

(へい獣の処理方法)

第四条 保管庫に貯蔵、保管するへい獣の処分は、町長が指定したへい獣処理場に委託して行うものとする。

(保管庫使用料)

第五条 保管庫の使用料は、徴収しないものとする。

(施行細則)

第六条 この条例の施行について必要な事項は町長が別に定める。

予 算

●一般会計補正予算(第七号)

原案可決

三千二百二十七万円が追加され
予算の総額が、三十八億三十五万八千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・普通交付税 二千六十六万円
・被用者児童手当負担金 五三万円

・知来一四号橋架替工事費補助金 △ 四九四万円

・乳幼児医療費補助金 六六万円
・前年度繰越金 一千〇〇〇万円

(才出)

・乳幼児医療費 七五万円
・土地購入費 三千八六三万円

・知来一四号橋架替工事負担金 △ 六五八万円

・学校放送機器整備事業 外11件 △ 一〇九万円

・六号の沢川災害復旧工事 △ 二七七万円

●佐呂間町国民健康保険特別会計

補正予算(第三号)——原案可決

一千五百九十九万八千円が追加され、予算の総額が、七億一千七百一十五万七千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・療養給付費負担金過年度分 五九三万円

・保険税軽減費交付金 六一三万円

・高額療養費補助金 三九五万円

(才出)

・高額療養費 一千五六〇万円

決算認定

●昭和五十六年度決算認定について

本件は、決算審査特別委員会に付託となり、閉会中の継続審査になりました。

財産の取得

●財産取得について——原案可決

町牧野用地として取得されました。

一、取得する財産及び数量

土地 佐呂間町字栃木

六四九、六五〇、六五一

六五二、六五三、一・二

等は、公営住宅の発注が早かったため、これまでになく立派な工事が出来ているのではないだろうかと考えます。

また、浜佐呂間簡易水道の問題解消の工事も期日内に完成をいたし、災害復旧工事も順調に進み完成をみました。

●町費の負担、補助の伴う工事の状況について

一番多いのは、畑地帯土地改良、基盤整備事業であり、本年は、国営、道営、団体営を合わせて約十五億円の事業が町内で行われ、一部暗渠排水等の工事を残して殆どが完成をいたしました。

特に、永年懸案の若佐、若里地区の道営管農用水事業は、十二月十七日に通水し、関係の皆さん方の永い間のご苦労がある程度解消されて新しい年を迎えますことは喜びに堪えません。

●国鉄の存置対策、町内産物の消流加工対策の推進について

これらの問題は、昨日の町議会協議会で詳しく申し上げましたので省略致しますが、今後更に内容について関係団体と積極的に話し合いをいたし、実現の方向に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

報 告

●所管事務調査に関する報告

社会文教常任委員会——了 承

一、調査内容

(一)現地施設調査

佐呂間幼稚園、佐呂間保育所、体育館、老人いこいの家

佐呂間高等学校

(二)町内小中学校要望事項調査

二、調査結果及び意見

(一)町内小中学校要望事項調査

①学校の補修関係について

新築後の校舎等に利用上の問題

点や、新築間もない時期に補修を

請願・陳情

要する所が生じているが、今後における公共施設の建設にあたっては、利用する側の意見を充分把握するとともに工事の施行にあたっては長持ちのする完全な施行が望まれる。

②自転車通学生に対するヘルメットの着用について

通学道路等の整備が進み自転車による通学生が増加しており、一部の学校においては既にヘルメットの着用が実施されているが、近年の交通事情を考慮するときに交通事故の自己防衛策として登・下校時及び帰宅後におけるヘルメットの着用を義務付けるよう教育委員会への指導が望まれる。

③スキー場の整備について

ウィンタースポーツとしてのスキーは教科として実施されているが、スキー場の確保については各校下においてそれぞれ農用地等を借上して使用している現状にあるが、融雪時の遅延や金物等の脱落による農畜産物に対する被害を理由にスキー場の借上が困難な状況になりつつあるが、教育委員会としてはこれらスキー場の借受に係る問題解決に当たるとともに、町営スキー場の整備を図り有効的な活用方法を検討すべきである。

●中小企業承継税制の創設促進に関する決議方請願 採 択

要 旨

中小企業承継税制の創設につきましては、かねてから要望して来たところではありますが、創業者の高令化で世代の交代期を迎えている中小企業では近年後継者への事業の円滑な承継面で「相続税・贈与税を支払うため事業の閉鎖あるいは縮小をせざるを得ない」という厳しい事態に直面している実情にあります。

現行相続税の課税理念の中に「財産承継」の考え方はあるものの「事業・企業の承継」という概念が全く配慮されておらず、事態の変化と進展に対応できなくなっているところに基本的問題が生じており、加えて地価の高騰や現行税制下の株式の高評価がこれらに拍車をかけているものと思考致します。

こうした事態に対処し、すでに五十七年度中小企業庁では、居住用・事業用土地の評価、取引相場のない株式評価方式の改善に取り組まれておりますが、貴議会におかれましては左記事項を内容とする中小企業承継税制が昭和五十八年度において創設されるよう、そ

の促進方の決議をお願いしたく要望申し上げます。

記

一、取引相場のない中小会社の相続株式の評価について、事業継続を前提とする適切な評価方式に改めること。

二、相続財産の約七割が土地であり、その相続負担が過重であることにかんがみ、居住用・事業用土地の課税価格について、軽減措置を講ずること。

三、個人企業の事業用財産について、農業並みの生前相続制度を創設すること。

・請願者

佐呂間町商工会
会 長 森田 正則

●北海道開発局の非常勤職員の雇用確保を要求する請願 採 択

趣 旨

北海道開発局の非常勤職員の雇用確保

・理 由

北海道開発局は、安定的な国土の環境の創出と我が国における人口、産業の望ましい配置の実現に積極的にかたえるよう、北海道の国土条件を改善し、安定性のある総合環境と計画的に整備することを目的として、発足以来、三十余年にわたって北海道の開発事業を行って来ました。

また、年々予算(事業)が増大し、事業の執行にあたっては非常勤職員の雇用なしには事業執行体制の確立ができないため、長期にわたって非常勤職員の雇用が行われて来ました。

現在、北海道開発局に雇用されている長期の非常勤職員は、二千八百人にも及んでおり、その中には二十年も働いている者が百五十名もあり、十年を超える者でさえ一千二百名にも及んでいます。

開発局当局は、これら北海道開発事業を担って来た非常勤職員を雇用しないという「首切り方針」を打ち出しました。

このようなことが行われると家族を含め一万二千人の死活問題に発展するとともに、北海道の雇用状況の悪化を招きます。

私たちは、このような開発局の方針を変更し、長期的・安定的な雇用方針を確立すること、あわせて、国に対して次の事項の実現を求める意見書の提出について請願します。

請願事項

一、北海道開発局が雇用している長期非常勤職員の雇用安定をはかること。

一、北海道開発局が雇用している長期非常勤職員を昭和五十八年度においても全員雇用すること。

・請願者

佐呂間町を過疎から守る会
代 表 久米 田鶴夫

●優生保護法改正に関する陳情——社会文教常任委員会に付託 開会中の継続審査

意見書

●中小企業事業承継税制の創設に関する要望意見書——原案可決
提出議員 室井、定久、千葉、林、黒河、香川議員

●北海道開発局の非常勤職員の雇用確保に関する要望意見書
提出議員 片平、室井、林、黒河、堀、香川議員

●人事院勧告の完全実施を求める意見書——原案可決
提出議員 片平、黒河、香川、室井、川又議員

●森林資源確保に関する意見書——原案可決
提出議員 西、片平、室井、川又、林、為広議員

●国鉄満洲線廃止反対に関する意見書——原案可決
提出議員 齊藤、中原、久米

議員

北海道開発局の非常勤 職員の雇用確保に関する 要望意見書

北海道開発局に長期的に雇用されている非常勤職員は2千8百名にも及んでおり、その中には、20年以上も働いている者が150名、10年を越える者では実に1千2百名にも及んでいる。

かかる現状にあって、北海道開発局は昭和58年度から、これら非常勤職員の雇用を解消するとしている。

北海道における雇用状況は、全国に比して著しく厳しい状況となっており、北海道開発局が非常勤職員の雇用を行わないとすれば、北海道の雇用状況はさらに悪化することは明らかである。

よって、国においては、下記事項の実現につき所要の措置が講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 北海道開発局が雇用している長期非常勤職員の雇用安定をはかること。

1. 北海道開発局が雇用している長期非常勤職員を、昭和58年度においても全員雇用すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

昭和57年12月21日

佐呂間町議会

提出先 内閣総理大臣ほか（北海道開発庁長官、労働、自治、建設）

中小企業事業承継税制の 創設に関する要望意見書

中小企業は、あらゆる業種分野で主要な地位を占め、地域経済の発展と雇用機会の確保に大きな役割を担い、我が国経済の活力の源泉となっている。

近年、多くの中小企業においては、経営者の高齢化により、世代交替期を迎えているが、昨今の地価の高騰などにより土地等の事業用財産や株式の評価額が著しく高くなっていることから、後継者が事業承継をする組合の相続に係る税負担が過重となっているので、これら中小企業経営者は、事業承継に当たって、事業の縮小・廃止などの厳しい事態に直面している。

よって、政府においては、中小企業の事業承継に係る税負担を軽減し、中小企業における事業承継を円滑化することにより、中小企業の経営の安定と発展を図るため、中小法人の株式及び個人事業者の事業用財産の評価方法を改善するなど、「中小企業事業承継税制」を早期に創設するよう要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

昭和57年12月21日

佐呂間町議会

提出先 内閣総理大臣ほか（大蔵、通産、中小企業庁長官、札幌通産局長、札幌国税局長、北海道知事）

国鉄湧網線廃止反対に 関する要望意見書

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づき国鉄から申請が出され、特定地方交通線として、湧網線が赤字ローカル線として選定されるとともに、国鉄は、地方交通線に対する特別運賃制を導入しようとしております。

当地域の広大な土地と雪害など本州と違った特殊条件の中で生活する住民にとって、交通、産業面における地方交通線の地域に及ぼす影響は大きなものがあり、湧網線の廃止は、当地域の過疎化に一層拍車をかける重大且つ深刻な問題でありますので、地方交通線対策の実施には強く反対する

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和57年12月21日

佐呂間町議会

提出先 内閣総理大臣ほか（大蔵、運輸、自治北海道開発庁長官、国鉄総裁、衆参両院議長、本道選出国会議員）

人事院勧告の完全実施 を求める意見書

政府は、9月24日の閣議で、人事院勧告を凍結する旨の決定をしましたが、人事院勧告は、公務員労働者の労働基本権の代償措置として設けられたものであり、政府は、この勧告を尊重し、完全実施する責務があります。

よって政府においては、人事院勧告を迅速に完全実施するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により提出します。

昭和57年12月21日

佐呂間町議会

提出先 内閣総理大臣ほか（大蔵、労働、自治、官房長官、総理府総務長官、行政管理庁長官、経済企画庁長官）

森林資源確保に関する意見書

我が国の森林は、戦後の木材需要の急速な伸びの中で伐採が進み、年々その生長量を上まわる生産が行われてまいり、現状は山肌に見える山地が多く見受けられます。

政府におかれましては、各町村に営林署、事業所等を設置し、その調整と森林再生に向けて、鋭意取り組まれてきた処ですが、森林の再生回復は極めて容易ではありません。

このような状況の中で、第2次臨時行政調査会は、財政面から林野庁の機構改革を答申しようとしていと伺っています。聞く処によりますと、国有林経営を簡素化し、大部分を民営化するとの事です。

森林は、木材資源の確保はもちろん、水資源、大気の浄化、国土保全等人間の生活環境面を含めて、極めて重大な公益機能を持っています。又、現在、地球上の森林は、食糧問題等から年々その面積が減少し、将来とも輸入外材依存について問題のある処です。

以上の点に加えて、山村地域の振興のため、次の事項を強く求めるものです。

記

1. 70% (道内45%) に及ぶ外材輸入の抜本的見直し、国産材の集約的活用対策を講ずること。
2. 公益的機能を更に増進することを旨として森林の撫育を進め、並びに伐採方法を考慮すること。
3. 将来展望に立ち、国全体の山づくりに充分な資金を投入すること。
4. 民営、分割、機構縮小 (営林局・署の統廃合等) は行わず、責任ある山づくりのため、要員の充実と労働条件 (振動病対策等) の向上をはかること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

昭和57年12月21日

佐呂間町議会

提出先 内閣総理大臣ほか (大蔵、自治、厚生、農林水産、林野庁長官、北海道知事)

第二回 臨時町議会

第一回臨時町議会が、
一月十八日に開会され、
予算、条例などが、議決
されました。

条 例

▼条例の一部改正

●老人医療費の助成に関する条例
の一部改正 — 原案可決
・対象者

老人保険法により医療給付を受けることのできる七十才以上の者及び六十五才以上七十才未満のねたきり老人等が除かれ、独居老人老人夫婦、子供と老人家庭などの六十五才以上七十才未満になりました。(所得制限あり)

又、七十才以上であっても助成の終期に達していないものは含まれます。

・一部負担金として、次のことが
加えられました。

・入院の場合
保険医療機関等ごとに

第一回 臨時町議会 町 長 行政報告 (要旨)

●補助、負担金の条例等の見直し
について

現在、新年度予算編成の準備をいたしておりますが、本年こそは見直しをしなければならぬだろうと考えており、一挙に下げる訳にはまいりませんが、手を加えていきたいと思います。新しい町の振興対策を進める財源が生まれて来ませんし、職員の給与改善等を図る上にも、かなりの財源が必要になってまいりますので、やはり受益者負担を求めるべきものは求めていく姿勢をとりませんと町の行政を推進することが、なかなか困難になつてまいりますから議会自身が率先して、こういう姿勢でご協力をいただきたい。

●農林漁業産物加工対策について
一月十日から二日間、札幌で関係の商社とも話し合いをいたしてまいりましたが、加工品の消流の問

題、資金の問題について、ある程度、目鼻がついてまいりましたので、後は町内の関係団体との話し合いを進め、ものによっては、例えば、工場の設計費等については、新年度の予算で企業が生まれるまで町が立替えをして予算計上いたしたいと考えております。

なお、二月の臨時議会で、構想について説明が出来るのではないだろうかと考えております。

●国鉄の地方交通線の存続対策について

管内の第二次廃止対象路線の名寄、湧網、池北三線の地域の代表の方が上京し、署名書を持って反対要請をすることに大体決まっております。本町からは、議会と各団体の代表の方々が上京されることになつております。

また、今度、第二次廃止対象路線として発表になったものが全面的に撤去になると、大正時代の北海道の国鉄交通事情に戻ることであり、このような乱暴な措置は、断固として反対をしなければなりません。

特に、北海道、九州方面が多いため、北海道の将来のために、北海道、九州の代議士会が合同して国に反省を求める政治的な活動を活発化していきませんと、今の国

一日につき 三〇〇円
入院以外の場合
保険医療機関等ごとに
一月につき 四〇〇円

入院の一部負担金は、同一の病院又は、診療所に継続して二月を超えて入院する場合はその後の一部負担はありません。

入院以外の一部負担金は、各月において、初めて給付を受ける際に支払うものとする。

町長は、特別の理由により、保険医療機関等により一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払いを免除することができ。

医療費の助成は、老人医療費受給資格の登録を受けた日の属する月の初日以後に行なわれた医療について行なう。

医療の助成の終期は、満七〇才に到達した日の属する月の末日（満七〇才に到達した日が月の初日のときは、前月の末日）とする。

●重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正
—— 原案可決
・母子福祉法が、母子及び寡婦福祉法に改められました。
・医療費の算定

・社会保険法の規定による医療及び国民健康法による療養の給付に、重度心身障害者については老人保健法による医療の給付が含まれます。

助成の対象

・社会保険法による被扶養者に老人保健法による医療の給付を受けることができる重度心身障害者については、被保険者も含まれます。

・医療費受給対象者と決定された者が、医療を受けようとするときは、保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならぬが、老人保健法による医療給付の対象者は、併せて健康手帳も提示することになりました。

●佐呂間町国民健康保険条例の一部改正

—— 原案可決
・老人保健法により医療を受けれる者は、国民健康保険の療養給付は受けられないことになりました。

・世帯主が、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する届出を故意にしなかったり又、虚偽の届出をした場合の過料が、二千元以下から二万円以下に改められました。
・世帯主が、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられ

れに従わず又該当職員の質問に対し答弁をしなかったり若しくは虚偽の答弁をしたときの過料が、二千元以下から二万円以下に改められました。

予 算

●佐呂間町老人保健特別会計予算

—— 原案可決

昭和五十八年二月一日から施行される老人保健法に伴ない、昭和五十七年度佐呂間町老人保健特別会計が新しく設けられ、二月一日から開始されます。

予算総額は、五千一百八十三万円、才入才出の主な予算額は次のとおりです。

才 入 (千円以下繰上げ)

・医療費交付金現年度分 三千四百九万円

・医療費負担金現年度分 九八六万円

・国庫負担金 二四七万円

・一般会計繰入金 四九七万円

才 出 (千円以下繰上げ)

・医療給付費 四千八百七十九万円

・療養費 五〇万円

・老人保健診療報酬審査支払手数料 六万円

鉄、国の財政事情から考えて湧網線だけ単独で存置をすることが、極めて困難な情勢であることは深く認識をいたしており、道内に一本でも余計に残し、オホーツク本線の全通実現に向けて強力に推進していくことが適切ではないだろうかかと判断をいたしております。

また、やはり、地域住民の意向を中央に反映させることが極めて重要ですから、現在、自治会長さん等を通じて署名の取りまとめをお願いいたしております。

●図書館の建設用地について

これは、懸案の問題であり、郷土資料館に隣接して無理なすれば図書館と児童館が入りますが、厚生病院の住宅、その他の建物を一部撤去しなければ建物を環境が良くなりません。

しかし、こちらの必要があつて撤去してもらう訳ですから、こ

らで住宅を建てて提供しなければならず、新しく住宅を建てるとなれば、かなりの金が必要となり、環境上からと財政負担を考え、個人が所有している除雪センターの隣接地、約三〇〇坪を買収出来るのではないかと考え、早急に買収し図書館を建設する予定で取り進めをいたしたい。

●中川一郎代議士の急死について

網走管内、北海道開発のため、大変永い間ご尽力いただいた中川一郎代議士が、報道されております経過で自ら死を求められたことは、地域にとりまして大きな損失であると考えております。

今まで、農産物の価格問題等お力を借りした点が多々ございましたが、本当に残念なことをいたしましたものだと考え、深いご冥福を捧げたいと存じ上げます。

●一般会計補正予算(第八号)

—— 原案可決

二百六十三万五千円が減額され予算の総額が、三十七億九千七百七十二万三千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・普通交付税 四二九万円
・牧野使用料 △ 一四二万円

(才出)

・老人医療費 △ 七八五万円
・牧野利用委託料 △ 二六万円
・河川維持補修工事

・老人医療費支給事業負担金 △ 四九〇万円

・老人医療費支給事業補助金 △ 一二三万円

△ 五三万円
・佐呂間町老人保健特別会計
繰出金 四九七万円

●佐呂間町国民健康保険特別会計
補正予算(第四号)―原案可決
財源変更によるもので、予算総
額七億一千七百一十五万七千円に
増減ありません。

報 告

●昭和五十六年度決算認定につ
て 認 定
佐呂間町議会決算審査特別
委員会

本特別委員会に付託の昭和五十
六年度佐呂間町各会計才入才出決
算について、審査の結果認定すべ
きものと認められました。

そ の 他

●損害賠償の額の決定について

原案可決

佐呂間町は、乗用車と乗用車の
接触事故による損害賠償の額を次
の通り決定する。

一、損害賠償の額 十万六千四百
二、損害賠償の相手方

梶岩 小向 徳太郎

地方統一選挙

北海道知事

北海道議会議員 選挙

投票日は四月十日です

本年は地方統一選挙の年です。

佐呂間町では、北海道知事と道
議会議員の選挙が行われます。

知事選挙の告示は三月十六日、
道議会議員選挙は三月二十九日に
それぞれ告示がされ、投票日は四
月十日午前七時から全道一斉に行
なわれます。

町選挙管理委員会では、町内の
有権者が棄権することなく、国民
の権利を正しく行使されることを
望んでおります。

又今回の選挙の有権者や、不在
者投票など、次のことに留意され
て、わからないことについては、
町選挙管理委員会事務局におたづ
ね下さい。

●有権者

新たに選挙人名簿に登録される
者

年令要件 昭和三十八年四月十

一日迄に生れた者。

住所要件 昭和五十七年十二月

二十七日迄に住民登
録の転入届出の手續

をした者。

名簿の縦覧

知事選挙人名簿

自 昭和五十八年三月十六日迄

至 昭和五十八年三月二十日迄

道議選人名簿

自 昭和五十八年三月二十九日迄

至 昭和五十八年四月 二日迄

●転入、転出された方の住所証明

道内において、次の期間に住所
の移転をされた方は住所証明が
必要です。

・転入者

昭和五十七年十二月二十八日

以降に佐呂間町へ転入された

方は、前住所地の市町村に選

挙権がありますので、本町よ

り住所証明の交付を受けて、

前住所地の市町村で投票を行

なつて下さい。

尚不在者投票の請求をする場

合は十二月十五日から十二月

二十七日迄に転入届をされた

方は、登録基準日があいが知
事のための請求となる場合があ

りますので、選挙管理委員会
事務局におたづね下さい。

・転出者

昭和五十七年十二月十日以降

に、佐呂間町から転出された

方は、本町に選挙権がありま

すので、転出先の市町村で住

所証明の交付を受けてこなか

れば、投票は出来ません。

●不在者投票について

(1)不在者投票の行える期間

知事選挙 三月十六日から

四月九日まで

道議選挙 三月二十九日から

四月九日まで

(2)不在者投票のできる事由

(イ)投票区の区域外において職

務に従事中。

(ロ)止むを得ない用務、又は事故

のため、投票区の町村区域

外に旅行又は滞在中である

とき。

(ハ)疾病、負傷、妊娠、老衰、

不具若しくは産褥にあるた

め歩行が著しく困難である

とき。

(ニ)重度の身体障害者であつて

郵便投票証明書の交付を受

けているもの。

(三)不在者投票の出来る時間は、

毎日午前八時三十分より午後

五時までです。

印鑑を必ず持参して下さい。

町政日誌

1月

例月出納検査

若佐営農用水利用組合役

員会

チビツ子冬まつり

特産物展示即売会打合会

老人クラブ連合会役員会

第一回選挙管理委員会

決算審査特別委員

会

成人式

産業建設常任委員会

議会運営特別委員会

第一回臨時町議会

第一回民生委員協議会

社会文教常任委員会

社会福祉協議会法人対策

委員会

養豚衛生管理講習会

第十五回農業委員会



第2分 2月3日

国民年金加入の

届出は自分自身で

あなたは国民年金に加入していますか。

現在、わが国には八つの年金制度があり、二〇歳以上六〇歳未満の方は、必ずどれかの年金制度に加入しなければなりません。

りません。

会社や工場に勤めている人、官公庁に勤めている人は、厚生年金船員保険、各種の共済に加入し、採用と同時に勤め先で加入の手続きを行ってくれます。

一方、農林漁業商店経営など自営業の方は、国民年金に加入することになり、手続きはすべて自分自身で行うことになっています。

国民年金は、加入者が老齢になったときや障害者となったり、母子世帯となったときに年金を支給し、生活の安定を図る制度です。

国民年金に加入しなければならぬのに、加入の手続きを怠ったり、加入をしても保険料を未納のままにしていると、年金が受けられないこととなります。

二〇歳になった人、他の公的年金をやめた人はもちろん、国民年金に入るはずの人で未加入の人は今すぐ加入の手続きをしてください。特に季節的な仕事に従事している方は、加入の届出を忘れがちですから、注意してください。加入の手続きは、役場年金係でおこなってください。

こんなとき 年金が受けられる

今月は、障害年金についてお知らせします。

障害年金は、原則として国民年金に加入している間にかかった病気や「ケガ」がもとで障害者となり、日常生活が極めて困難な状態になったときに支給されます。

●支給を受ける条件

一、「初診日」(はじめて医師にかかった日)において国

民年金の加入者であること。

ただし、老齢年金をうけるに必要な期間を満たしている人は、加入をやめた後の病気、ケガによるもので初診日に六十五歳未満であれば支給されます。

二、初診日から一年六カ月経過した日において、障害年金を受給できる程度の状態にあること。

三、初診日の前日において、一定の納付要件を満たしていること(最低必要期間は、最近の一年間がすべて納付されていること)。

●国民年金法に定める障害の程度は日常生活の状態により一級と二級に分かれています。

一級とは、他人の助けをかりなければ、ほとんど自分の用をすることができないような程度の障害をいいます。

二級とは他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるというような程度の障害をいいます。

●支給される年金額

一級 七〇三、五〇〇円
二級 五六二、八〇〇円

税のしるべ

◎所得税の確定申告は、正しくお早めに

昭和五十七年分所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日までですが、期限間近になりますと大変混雑しますので、正しく早めに行うようにしてください。

税金はどうしても負担しなければならぬ社会共通の経費です。所得金額と税金は正しく計算して申告しましょう。

次のような人は、所得税の確定申告をしなければなりません。

①商売をしている人、不動産収入のある人、土地や建物を買った人などで、五十七年中の所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える人

②サラリーマンで、給与の年収が一千万円を超える人、二カ所以上から給与を受けている人、給与以外の所得金額が二十万円を超える人

なお、北見税務署では次の日程で所得税と贈与税の申告相談を行います。お分りにならない点がありましたら、お気軽に御相談下さい。

◎場所 佐呂間町産業会館

固定資産課税台帳縦覧

あなたにかかる固定資産税(土地・家屋など)の課税台帳をみましょう。

- 期間 3月1日から3月20日まで、毎日午前9時00分～午後5時15分
(土曜日は午前中のみ、日曜日は除く、又3月20日・21日連休のため、本年度に限り3月22日を最終日とします。)

- 場所 財政課 資産税係

◎日時 二月二十五日(金) 十時

昭和五十六年度

各会計決算

状況の公表

昭和五十六年度の本町会

計の決算は、監査委員の決算審査を完了し意見を附して、十二月に開催された町議会に提案され、町議会決算特別委員会の審査を経て一月開会された第一回臨時町議会において認定されましたので、その決算の概要についてお知らせします。

一般会計

才 入 4,215,486千円
 歳 出 4,054,429千円
 差引残額 161,057千円

特別会計

町有林会計

歳 入 71,976千円
 歳 出 69,982千円
 差引残額 1,994千円

簡易水道会計

歳 入 126,806千円
 歳 出 115,735千円
 差引残額 11,071千円

と場会計

歳 入 11,318千円
 歳 出 10,283千円
 差引残額 1,035千円

町営バス会計

歳 入 24,996千円
 歳 出 23,176千円
 差引残額 1,820千円

国保会計

歳 入 693,866千円
 歳 出 649,137千円
 差引残額 44,729千円

昭和五十六年度

一般会計財政運営の状況

昭和五十六年度当初予算の提案に当り、町行財政執行の方針については、我が国内外の諸情勢の激動は基より、国際情勢は貿易収支の不均衡、重要資源保有国の紛争等によって、経済の進展に大きな影響を与え、こうした現状から国の行財政の見直しが必須となり、直ちに町財政及び町民生活にも影響を及ぼし、一層の厳しさを増しておりますが、この事態を正しく認識して、町民各位の理解と協力を得て、町民に明るい展望と開発に対する意欲を喚起することが町民各位の期待に応える道であると確信し、かつ町議会における各種の御提言、町民各位の御要請等を踏まえ当初予算を編成し、その総額三十七億二千七百万円余を計上し更に国・道補助金、町債等の財源確保を図り追加補正予算四億一千八百万円余を計上し、最終予算額四十一億四千五百万円で町行政の目標であります産業構造の整備、生活環境の改善、教育、社会福祉の進展のための諸施策を実施し、この間、財政経費の合理的節減につとめこの結果、決算額において歳

入四十二億一千五百万円、歳出四十億五千四百万円、差引残額一億六千百万円余で本会計年度を終了いたしました。

以下、各部門別に主なる事業の執行の概要を報告いたします。

総務関係

(1) 総合計画の策定については、昭和五十六年十二月審議会より、昭和五十六年度の慎重な審議を経て決定をみた。

引き続き、実施計画の策定作業を進めているところであります。

(2) 国際友好姉妹都市バーマ市との交流については、本年三月市民代表五名の来町を機に、親善交流の輪を更に広げ、また、文化交流として小中学生の作品等の交換も実施した。

(3) 町関係諸団体の育成については、町内自治会外五十余、団体

総額一千三百万円余を負担補助しその強化を図った。

(4) 財産管理については、町職員住宅、一棟二戸一〇九㎡、庁舎屋上防水工事五〇九㎡、書庫増設工事移動式一〇台、町有地測量委託事業の外、既存施設の管理のため維持、補修を行った。

(5) 国鉄湧網線問題については、湧網線確保対策協議会として引き続きその対策に当たっている。

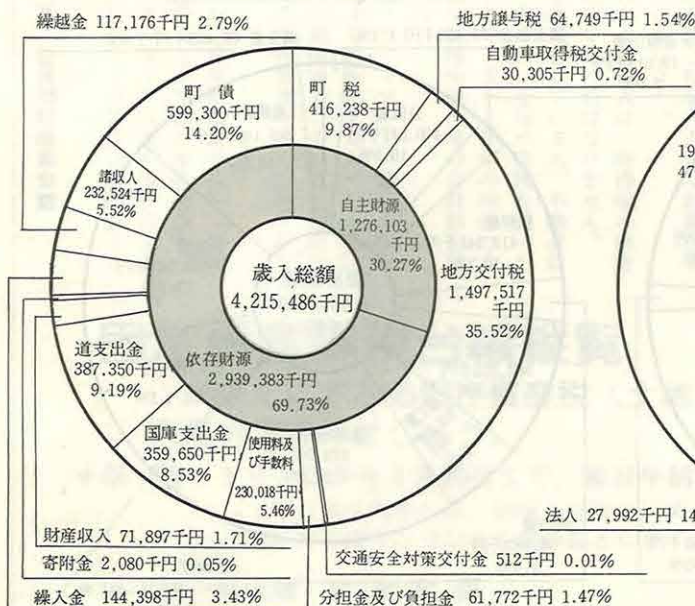
(6) 青少年対策では、激増する非行問題対策として広域圏協議会等との連携を密にしながら強化推進を図り、子ども会の発足の助長指導を行い、また、防犯灯の増設改善を実施した。

(7) 交通安全対策としては、交通安全対策本部及び交通指導員の協力を得て強力な運動を展開しており、特に老人、子供の安全啓蒙の活発化、道路標識の増設に努力し、併せて交通安全共済の加入促進を図っている。

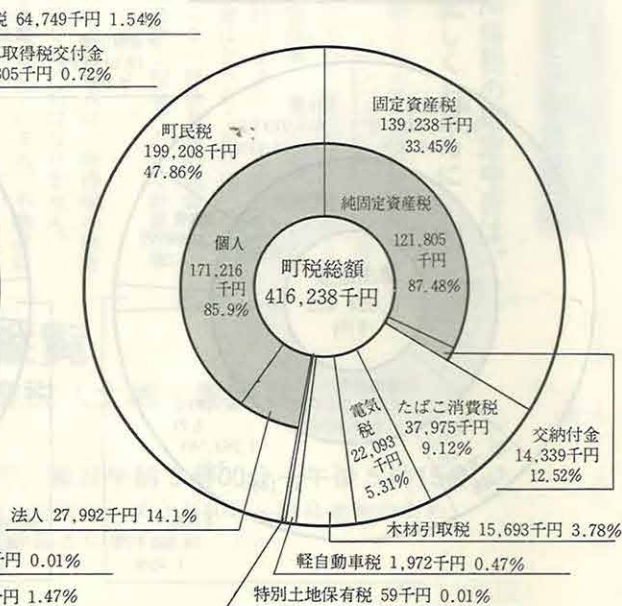
(8) 財政運営では、厳しい社会経済状況に対応できる町財政を確保するため、財政調整基金に五千万円を積立した。

また、町政の運営の合理化を

歳入の状況



町税の負担状況



図るため、電算機活用促進と専決事項等権限委譲で事務の円滑適正化を図った。

民生関係

- (1) 社会経済のきびしい情勢にありながらも、遂次平均寿命は伸びてきている反面、老令化と世帯分離による核家族化などの増加により、地域社会の複雑代がみられてきているとき、町民の生活不安を取り除くため、制度の援護を受けられない者を努めて対象として、難病対策通院費扶助をはじめ、罹災見舞、歳末慰問、福祉見舞金、福祉灯油見舞金、季節労働者生活資金貸金貸付並びに利子補給の継続を図った。
- また小公園遊具整備を行った外、初年度として樹木公園整備拡充事業の実施をするなど、極めて多岐に亘る福祉行政の中で地味ながらも一般福祉の充実に努めた。

となり、高令化社会における老後の生活安定保障に貢献している。

- (3) 老人福祉対策では、近年老人をとりまく環境は一段と厳しさを増している現況にあり、老人の生涯対策をはじめ在宅援護、保健医療諸施設の整備など重点に配慮すると共に、老人家庭奉仕員による独居老人、寝たきり老人の訪問をはじめ、老人医療費扶助九十七万円余の外、老人疾病予防と早期発見を通じて健康の保持増進に資するため老人健康審査公費負担を行った。
- また、老人専用福祉バスの更新と、障害者年に合せて寝たきり老人に対する健康敷ふとん支給の実施と老人福祉各施設充実を図り、本年度の老人集會室整備として、東公民館、西富公社会館に補助金の交付を行った。

- (4) 特別養護老人ホームの運営については、年度末収容人員町内三三人、町外一七人、計五〇人（年度内移動、新規一人、死亡九人、入院一人、施設替え一人）で運営されており、月平均収容人員四九・八人となっております。
- 施設の整備については、特殊浴槽の修理の外、厨房ガス配管

網戸取付修理、各設備機器の修理を実施し、備品は屋外ベンチ回診車等の購入整備を図り入園者の管理に万全を期した。

また、機能回復訓練機具を追加購入し、機能回復器具の整備充実を図った。

- (5) 心身障害者対策としては、特別対策として重度障害者に盲導犬の取得費及び自動車運転免許取得費の助成を行い、医療費扶助として、八百万円余を負担した。

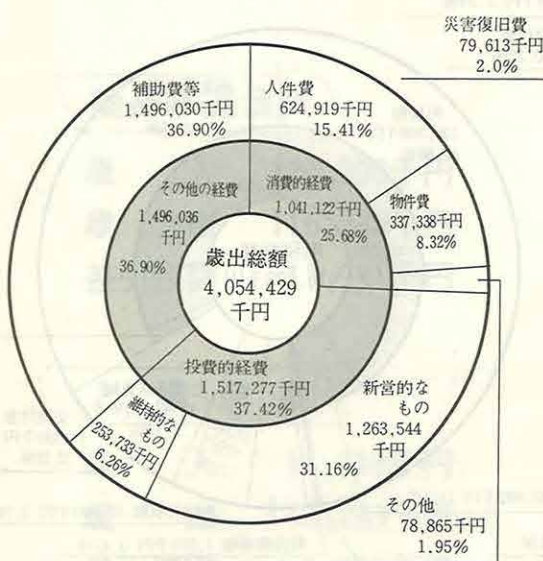
- (6) 児童福祉対策については、若佐保育所新築工事三六四㎡をはじめ、浜佐呂間、若里へき地保育所遊具の設置と保育全般についての教材教具の内容整備を図った。

また、母子家庭医療費扶助、出産見舞金一百万円余、児童手当一千六百万円余を支給し、母子家庭生活一時金貸付等についても例年通り実施した。

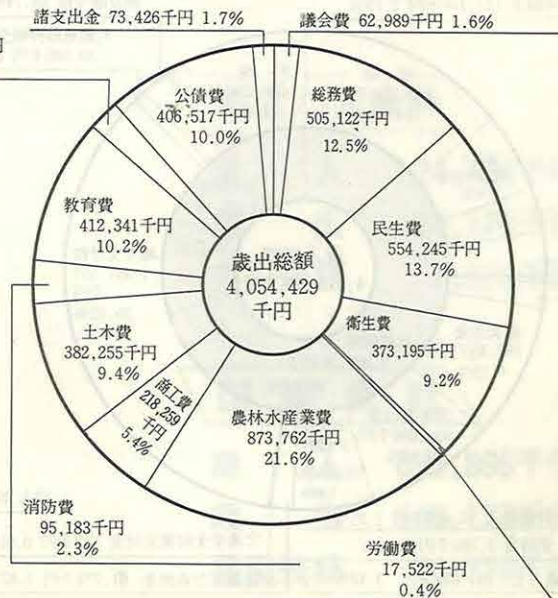
衛生関係

- (1) 医療対策については、若佐診療所の運営費貸付による若佐地区医療の充実を図り、また厚生病院の運営費負担の外、町内医

歳出性質別内訳



歳出の状況



農林水産業

関係

師の医療活動促進のための報償
救急医療取扱業務負担等を行い
町内医療の充実確保に努めた。

- (2) 母子保健については、健康管理指導のため、母子保健指導妊婦健康相談を実施した外、一・六ヶ月児検診、乳幼児股関節検診、歯科フッ素塗布及び乳幼児医療費の公費負担による実施を図った。

- (3) 疾病予防については、伝染病予防、結核予防、各種予防接種費、成人病対策では検診費の公費負担により対象者全員が受診できるよう対策を実施した。

- (4) 環境衛生対策としては、環境保全に配慮したごみ処理の長期的確保及び安全性を図る目的により、一般廃棄物処理施設を2ヶ年継続事業により着手し、第一期工事の埋立処理施設が完成した。

また、し尿汲取では計画汲取を実施し、遠軽地区衛生事業組合に対する収集及び施設改善の負担を行った。

更に佐呂間墓地用地の不足から、墓地用地の造成を図り霊園としての整備充てを図った。

- (1) 農政関係については、農業振興を図るため、国道費補助事業を主体として、麦收穫機械導入事業、てん菜品質向上対策事業、畑作生産総合対策事業、小規模土地基盤整備事業、耕土改良事業を実施した。

- (2) 土地改良事業については、農業生産の向上を図るため継続して基盤整備を実施しているが、国営明渠排水事業（サロマベツ上流、仁倉地区）については計画通り実施された。

- 道営畑総事業は浜幌地区（農道九七三・m、舗装九〇〇・m、暗渠七八・四ha）北富地区（農道九六〇・m、農地造成一四・一ha、暗渠三四・七ha）栃木地区（農道二二〇・m、舗装一、二五〇・m、暗渠一四・九ha）若佐営農用水地区（配水池一ヶ所、管路三一五・二m）を実施し、その他道営明渠は知来、共立第四地区、排特事業として知来右岸地区、応急対策事業は仁倉山手地区の頭着工の整備を実施した。
- また、団体営土地改良事業は中啓第一地区外一〇地区について計画通り実施された。

- (3) 畜政関係については、既存牧野の維持管理補修、上地区の牧野統合を配慮して牧野造成（大成三〇・四ha、栃木四〇・ha）並びに草地改良（知来尚和）、家畜保護施設（中園牧野）等を実施した。

- 畜産振興対策としては、各種防疫対策事業、自給飼料生産向上特別対策事業、牧野防疫事業アザミ駆除対策事業、家畜まつり等を実施した。

- (4) 地籍調査事業については、継続事業として実施しており新規として、北・幸町・知来の各一部を含め実施され、富丘・武士若里の各一部が完了した。

- (5) 水産振興については、仁倉川水系さけ、ますふ化場適地水源調査、第二次沿岸漁業構造改善事業とし養殖保管作業施設（富武士漁港内三棟九七二・m）の実施、富武士、浜佐呂間漁港の整備充実と船塲整備事業、増養殖漁場管理対策事業を実施し漁業の生産向上を図った。

- (6) 林業関係については、第二次林業構造改善事業、（作業用建物一六七・m²、固定式チップ生産施設一式等）の補助、白ロウ病対策、民有林造林伐事業推進

補助、森林組合振興資金の貸付及び出資等を実施し民有林の振興を図った。

商工業関係

- (1) 中小商工業対策については、商工会の健全な育成を図るため商工会運営費補助金の交付、業者に対しては経営資金借入による経営拡大を図るため利子補給費補助金の交付、商工会創立二十周年記念事業補助、更に林産協同組合の経営安定を図るため経営振興対策利子補給費補助事業等を実施した。

- (2) 観光事業については、自然公園サロマ湖の宣伝事業、観光協会の育成を図るため運営費補助金の交付、更にキムアネツの整備として、道路整備（一五〇・m）が実施され、また、国民宿舎の運営改善に留意すると共に同用地（一三、五六五・m²）の購入を行った。

土木関係

- (1) 道路新設改良については、多額の工事費を要するため、国、道の補助制度及び融資制度を活用

用することに努め、町道の改良については、道営工事、団体営工事によるもの外、本年度主要工事として国庫補助事業による若里湖岸道路改良工事（三ヶ年継続）に着手し、臨時地方道整備事業による西富三〇号道路道々七線間改良舗装工事外七路線の改良舗装工事を実施した。

- (2) 道路維持補修については、不良ヶ所の整備に重点を置き、共立竹内の沢道路補修工事外一五路線の補修、武士三九号道路の排水整備工事、中園、共立間道路砂利敷工事を実施した。
- また、道路維持では町道草刈排水管、ロードマーク等の整備冬期間の交通確保のため除雪委託に四百万円余を投入し道路の維持に努めた。

- (3) 橋梁維持については、仁倉八線橋の加換工事を実施し、橋梁維持では浜佐呂間中島公園橋補修工事を実施した。

- (4) 河川維持については、普通河川佐藤の沢川外三件について補修工事を実施した。

- (5) 住宅管理では、既存住宅の維持補修として給水栓取替工事、栄公営住宅屋根葺替工事を実施

し年次計画による畳補修、建具補修及び小破修繕を行い入居者の生活に支障のないよう配意した。

(6) 住宅建設では、既存住宅の老朽化に対応するべく建替の第一次として、二階建四棟一六戸の公営住宅の新築を実施し、住民生活の安定を図った。

消防関係

(1) 消防についてはその施設人員を活用して住民の生命財産を保全することを目的として、「消防力の基準」にもとづいて逐年ポンプ車の導入、防火水槽等の整備を図っているところであり本年度も消防組合の要求にもとづき負担金を措置した。

教育関係

(1) 教育関係については、昭和五十四年度で一応、校舎の整備を了し以降、教育内容の充実、向上を図るため、教育機器、機材の整備計画を策定、例年実施している義務教育費国庫負担法に基づき教材備品等の充足を図り本年度においては特に視聴覚教

育の充実を図るため富武士、知来、若佐、若里、浜佐呂間各小中学校に放送機器を設置した。また、若佐小学校の屋体、栄小学校の屋体、便所を増築し併せて暖房施設の整備を図った。

(2) 幼児教育のための幼稚園については、教員の資質向上のため研修会、講習会等、積極的に参加させ、教育内容の充実に向上を図った。

(3) 教員住宅の整備については、児童生徒の推移に係る教職の増減及び建物の老朽化を勘案し、年次計画に基づいて進めているが、本年度は、へき地教員宿舍事業で一棟一戸(若里)、共済融資住宅事業で二棟二戸(浜佐呂間)を建設した。

(4) 社会教育、公民館、保健体育体育館関係では、東地区公民館の設置費補助、若佐プール塗装工事の実施各種施設の維持管理に努め、併せて改善を図り住民の施設利用の高度化を図った。

災害復旧工事

関係

(1) 災害復旧工事については、補

助、起債の財源確保に努め公共土木施設災害復旧工事として、安斉川、イナヤンオマップ川、浅田の沢川、オンネルベシベ川(二ヶ所)、イワシユケコマナ(二ヶ所)の工事を施行した。

昭和五十六年度

特別会計財政運営状況



(1) 町有林関係

町有林会計では、管理する町有林面積一、五八〇haで内天然林五九〇ha、人工林九四四ha、造林予定地四六haであり、人工林の占める割合は総面積の六三%を占めている。

このため、人工林の保育に要する経常的経費は、概ね二千万余の補助金と一般財源(町債を含めて一三千六百万円余で充当しているが、一般財源に充当する財産収入は、昭和五十六年度の木材価格の低迷に伴い当初予定より減収となり翌年以降の事業に影響を及ぼす可能性もあり、町行財政の基本的な財産である点も考慮し、最大の

努力をしながら造成に努めたい。

(2) 簡易水道関係

簡易水道会計では、昭和五十五年度に引続き浜佐呂間簡水の水源井の試掘を、仁倉地域に於いて実施したが好結果が得られず現水源による貯水方式により昭和五十七年度にこれが拡張工事(給水人口七五〇人日最大給水量三〇〇m³)を計画し認可業務を委託した外町内の簡水について適正な運営を図るべく維持管理に努めた。

(3) 国民健康保険 関係

国保会計では、保健給付費が六億三千万円余で支出総額の九七%を占め、前年対費給付総額で一千一百万円余の増加となっており、このことは老人医療費、高額療養費、医療費の値上げが要因となっていると思われるが、この増加に伴い、保険税も昭和五十五年比三百万円余の増加であり、このまま推移すると、国保財政は重大な危険にさらされることとなるため、国に対し、国民医療、特に国庫支出金等の一〇〇%交付を強く要望のうえ、昭和五十八年二月から施行される老人健保法との兼合いを考慮して健全な国保運営に努めたい。

(4) と場 関係

と場の運営については、関係機関及び農民の強い要請により収支のバランスを考慮せず運営しているところであるが、昭和五十五年度に比し利用料で約四拾万円余の増加となったが一般会計繰入金は二拾万円余が増加した。畜産振興のため止むを得ないものとして、極力経常経費の節減を図り運営いたしたい。

(5) 町営バス関係

町営バス会計については、利用住民各位の利便と通学バスの性格を併せ考え運行を図っておりますが、利用乗車人員では前年比約一万人の減少、料金収入で一百万円余の減少となり運行経費二百万円

余の増加となっており、地域住民の高度利用について啓蒙すること、運行経費の合理化等についても検討をしながら運行に努めたい。

昭和五十六年度

決算審査意見書

監査委員 宮崎正義

片平俊男

昭和五十六年度佐呂間町一般会計及び特別会計決算に関する審査意見を次のとおり報告致します。

一、審査の対象

- (1) 一般会計才入才出決算
- (2) 町有林特別会計才入才出決算
- (3) 簡易水道特別会計才入才出決算
- (4) と場特別会計才入才出決算
- (5) 町営バス特別会計才入才出決算
- (6) 国民健康保険特別会計才入才出決算

二、審査期間

昭和五十七年十月十八日から二十九日までのうち、十一日間

三、審査概要

昭和五十六年度一般会計、各特

別会計の才入才出決算につき、それぞれ事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査に基づいて、才入才出決算計数の総合的な審査を行ない、その内容は是非、予算の執行状況についても併せて検討を加えた。

なお、これらの審査に当たっては所管課担当者からの資料提出と説明を求め参考とした。

その結果、各会計とも計数に誤なく正当なものと認められ、また予算執行についても産業構造の整備、生活環境の改善、教育、社会福祉の進展を基調としながら、適切妥当な財政計画の下に健全性を維持し執行されたものと認める。

四、財政収支の状況

(1) 一般会計

昭和五十六年度一般会計の決算状況をみると、才入総額四十二億一千五百四十八万六千円、才出総額四十億五千四百四十二万九千円で実質収支は、一億六千一百五十七千円の黒字である。

これは、最終予算額に対し才入においては、一〇・一、六八％、才出においては九七・八〇％という数字が示すとおり、特定財源の収入確保の積極的姿勢と、経常経費節減の努力のあらわれであり、効率的な財政運営がなされたものと

認める。

これを財政収支の状況からみると、実質収支から前年度実質収支を差引いた単年度収支は、四千三百八十八万一千円の黒字であり、また、単年度の基金積立金と基金とをりくずし額を相殺した結果（実質単年度収支）は、三千三百八十一万八千円の黒字となる。

(2) 特別会計

昭和五十六年度各特別会計の決算状況は、決算合計額、才入九億二千八百九十六万二千円、才出八億六千八百三十一万三千円、差引六千六百六十四万九千円で、実質収支は各会計とも黒字になっているが一般会計からの繰入額は、七千三百四十二万六千円であり、その内訳は、水道会計三千二百三十八万八千円、と場合会計三百二十二万五千円、バス会計七百八十一万三千円、国保会計三千万円である。

実質収支の内容は、町有林会計において、木材界の深刻な不況の影響を受け、前年の単年度収支の黒字が一挙に、二百二十九万七千円の赤字となり、前年度繰越金四百二十九万一千円と基金支消、二千四百九十七万五千円により収支のバランスを得ているものであり実質単年度収支は二千四百五万四千円の赤字となる。

水道会計において単年度収支五

百九万六千円の赤字、と場合会計において三万八千円の赤字、バス会計四十九万一千円、国保会計一千五百七十二万九千円のともに黒字決算である。

しかし、すべての特別会計が実質単年度収支において赤字であり一般会計からの繰入金、あるいは基金のとりくずしに財源を求める体質は従来といさかも変わっていない。

昭和五十七年度中に使用料、手数料等の公共料金の改定がなされたので、平年次化する今後の推移を見守りたい。

五、財政運営の状況

(1) 収入関係

本年度才入の執行状況は、予算額対調定額四十一億四千五百七十三万七千円、四十二億一千六百六十七万六千円で、七千九百三十九千円の増、収入済額は、四十二億一千五百四十八万七千円で予算額に対し、一〇・一七％、調定額に対して、九九・九七％の収入率を上げ、前年の成績を維持している。

また、予算と調定との比較においても特記すべき積算計数の相違がないことは、財源確保に向けての努力の結果であると評価する。

(2) 支出関係

才出予算の総額四十一億四千五百七十三万七千円に對し、支出済額は四十億五千四百四十二万九千円、執行率は、九七・八〇%（前年度九八・〇二%）になっており、不用額は九千一百三十万八千円である。

そのうち予備費の不用額二千十三万四千円を除く七千一百七十七万四千円が実不用額で、前年度に比較し一千三百七十一万円の増加となっている。

不用額の関係を款別執行率で見ると、民生費の九五・五%を除きすべて九七%を超え、平均九七・八%の執行率を示したことは、効率的な執行がなされたものと認められる。

支出決算額を性質別にみると、人件費、物件費、その他で構成される消費的経費は十億四千一百一十二万二千円、構成比率の二五・六八%は、前年度（二五・六四%）と変化はみられない。

投資的経費十五億一千七百二十七万七千円は構成比率三七・四二%で前年対比一四・〇二%、六億三千三百四十四万七千円の増となっている。

これは、一般廃棄物処理施設工事二億四千六百九十三万四千円、公営住宅新築工事一億二千二百八十七万円等一千万円を超える事業

が一六件もあつたことによるものである。

補助費については、十四億九千六百万円、構成比率三六・九%で前年（五〇・九六%）と比較し一四・〇六%、四億二千八百三十二万八千円の減少となっている。

六、予算の執行状況と留意点

留意点

(1) 一般会計
(一) 才入の部

町税は過去五ヶ年で七九%を超える伸長を示したのに、この二年程は一ヶ台の増加に止まり、尚今後の低迷が予想される。

また、才入全体の三五・五二%を占める地方交付税も、五十二年度対比約五三%の伸び、対前年では八・五五%の伸びと逐次伸長率が鈍化しつつある。

このように、才入全体の四五%を超える町税、地方交付税の大幅な伸びを期待することが困難であるとすると、尚一層慎重な財政運営が要求される。

このような観点から次の諸点に留意されたい。

⑦ 町税

収入額は、対前年二千三百七十四万六千円、六・〇五%の増加となり、収納率は九九・八九%と対前年わずかに〇・〇五%下回った

ものの限度に近い好成績を挙げている。

担当職員の努力に敬意を表したい。

課税客体のは握、適期事務処理についても適切な対応がなされていることを認める。

なお、滞納者に対する納税督促と不納欠損処分に当っては、法令に基づくことはもちろんであるが町民の納得が得られるよう慎重に対処されたい。

⑧ 使用料手数料

使用料及び手数料の調定額に対する収入済額の割合は、九九・八一%（前年度九九・七二%）で未収額四十三万六千円（前年度五十八万九千円）である。

努力の跡がうかがえるが、未収分の解消についても一層の精進を望みたい。

(二) 才出の部

⑨ 予算不用額について

不用額については前述のとおり、予備の不用額を除く、七千一百一十七万四千円（前年度五千七百四十六万四千円）が実不用額である。

このうち、三款民生費、一項社会福祉費、四目老人福祉費の扶助費において、一千六百十五万五千円余の不用額を生じ、民生費全体の執行率は二・七一%低下せしめている。

これは、結果として見積り過大となったものであり、年金事務、乳幼児に係る医療費扶助と共に、推計の困難さは理解できるが、毎月の支出から予測しこのような大幅な相違を生じないよう、補正すべきであろう。

その他については、一部事業の不執行もあるが大半は経費の節減である。

⑩ 需用費の支出について

三年にわたる継続の指摘事項であるので、具体的に例示し注意を喚起する。

予算執行に当って、節の説明欄に掲げる積算額と執行額とに、大幅な相違を生じているものが見受けられ、特に食糧費において著しい。

一般会計全体では予算額の一二・四%、七十七万二千円の超過であるが、ひとつの節で予算額の約二倍一九七・二%、金額にして四十八万六千円の超過した食糧費支出が認められる。

適当と思われないので厳に留意されたい。

⑪ 事務全般について

① 青少年協の活動は、青少年の非行家庭内暴力の防止の観点からも、一層の促進が望まれる。

② 農村結婚相談所補助金は、決算残で一百万円余あり、返還させて次年度必要あれば、必要額を交付

すべきであろう。

③ 特別養護老人ホーム愛の園の建物は、内外共に壁面の損傷がはなはだしく、福祉施設としての体裁をなしていない。

早急な改善を要する。

(2) 特別会計

(一) 簡易水道会計

予算総額一億二千四百六十九万二千円で執行率は、九二・八二%（前年度九六・二九%）になっている。

前年で佐呂間簡水の継続拡張工事が終了し、大規模工事のない平年の予算である。

才入においては、使用料七千二百一十二万七千円、繰越金一千六百一十六万七千円、一般会計繰入金三千二百三十八万八千円が主なものであり、才出においては、公債費六千二百七十九万三千円、簡水維持費二千八百四十六万二千円が主なものである。

(二) 国民健康保険会計

国保税現年度分調定額は、一億九千三百八十七万九千円で収入済額は、一億九千一百九十九万三千円であるから、収納率は、九九・〇二%（前年度九九・三二%）になる。

滞納繰越分調定額は、三百五十一万円、収入済額六十三万六千円

不納欠損額二千四百八千円、未収額二百六十二万六千円で収納率は一八・一二％（前年度三・三五％）となっている。

不納欠損処分については、法に準拠する基準に従いが処理されており、事情ややむをえないものと認める。

保健給付費の動向で、療養諸費総費用額では、七億八千八百五十四万九千円で、前年度に比較し、〇・五七％、金額にして四百四十九万円のほぼ横ばい状態に止まった。

これは薬価基準の引下げが好影響を与えたものと思われる。

療養諸費総費用額のうち、老人医療費の占める割合は、四六・一％、金額にして三億六千三百八十二万円で達しているが、前年対比伸率は、六・六％に止まった。

なお、医療対象人員四、八九六人中老人は四八八人、一〇％である。

老人医療制度の改正により今後の国保会計がどうなるか予測し難い現況にあるが、予防衛生、特に衛生指導による早期発見、早期治療に重点を指向する努力は、引き続き図るべきものと思われる。

(三) 町有林会計

低迷する木材市況を考慮して当初計画を縮少し、財産収入は、一

千二百九十七万八千円、才入全体の一八・〇三％に止まった。

従って、事業も林道、造林地の下刈作業、つる切除伐、間伐等の維持管理事業、並びに新植四五・八八ha、地ごしらえ二一・三九haの造林事業実施に終っている。

才入では上述の財産収入のほか道支出金二千四百四十四円、基金からの繰入金二千四百九十七万五千円が主なものである。

(四) バス会計

バス会計については、一般会計から七百八十一万三千円を繰入して収支の均衡を得ている。

なお、本年度バス利用者は延、一〇三、五一〇件、利用料金一千七十一万二千円で前年度に比較して、件数で一、一〇五件、利用料金で百二十三万四千円落ち込んでいる。

(五) と場会計

と場会計については、一般会計から三百二十二万五千円を繰入して実質収支百三万五千円の黒字となっている。

なお、本年度と場利用頭数は延六、八六五頭（前年六、三九五頭で、その手数料は、七百一万九千円（前年六百五十二万七千円）となっている。

本年度の一開催日当り利用頭数

は約四七頭と満度に近い。
これ以上の利用頭数増は開催日

数を増す以外対応できないものと考ええる。

国鉄湧網線佐呂間・浜佐呂間駅 荷物の取扱について

○小荷物の取扱

〔發送する荷物〕

国鉄湧網線の合理化に伴い、佐呂間・浜佐呂間駅での貨物及び荷物の取扱業務が変更になりましたことは、昨年の町広報四月号でお知らせした通りです。

しかし、各駅の取扱内容について、まだ、ご存知でない方が多いようですので、再度お知らせ致します。

今後共湧網線の利用につき、よろしく御協力をおねがい申し上げます。

●佐呂間駅

委託駅となりましたが、旅客荷物の取扱業務内容は従前と変わりありません。

●浜佐呂間駅

停留所になりましたので次のような取扱内容になりました。

●普通乗車券の発売は、浜佐呂間駅でも行いますが、定期券指定券は佐呂間駅のみが発売となります。

●手荷物の取り扱いは、佐呂間駅のみでの取扱となります。

※尚、詳しくは、佐呂間駅及び春菜さんにお尋ね下さい。

自治会長

昭和五十八年の自治会長さんが決まりました。
（佐呂間と浜佐呂間は、四月改選ですのでご了承下さい。）

若	富	帆	浜	仁	知	北	東	佐	西	西	富	朝	武	中	若	柄	榮
里	武	岩	佐呂間	倉	来			呂間市街	富公住	富	丘	日	士	川	佐	木	
中	兼	田	杉	橋	林	川	森	菊	田	宮	藤	福	中	菅	小	鈴	宝
谷	平	口	谷	本	滝	地	田	川	崎	正	正	幸	原	原	高	木	里
清	登	勤	一	實	郎	一	正	次	義	春	輝	夫	美	哲	賢	明	重



お知らせ

町や関係機関からの
お知らせ、行事の案
内をのせています。

その他の使用規定については今
までどうい変更はありません。
(教育委員会)

●事務所移転の
お知らせ

網走支庁北見税務事務所の新庁
舎が完成し左記に移転すること
になりました。

移転日の前後は、整理等のため
御迷惑をおかけしますが、御協力
をお願いします。

▽移転日

二月二十三日(水)

▽移転先

〇〇九〇

北見市青葉町十五番地十

(国の合同庁舎隣り)

〇一五七二二五八六八二

(網走支庁北見税務事務所)

特 志 寄 付

啓生 三好 寿 一氏

交通安全対策事業費として 一金 五十万円

社会福祉事業費として 一金 五十万円

この度、啓生の三好寿一氏より
故妻 恵利子が生前中大変お世
話になりました、交通安全対策事
業費・社会福祉事業費として役立
てて下さいと、それぞれ五十万円
の特志寄付がありました。

佐呂間町農業委員会委員
選挙人名簿縦覧について

縦覧期日 自 二月二十三日
至 三月 九日

縦覧場所

佐呂間町選挙管理委員会
(役場内)

●産業能率短期大学
美幌教室学生募集

美幌町教育委員会では、昨年度
から産業能率短期大学の協力を得
て、働きながら学ぶ生涯学習の場
として産能短大美幌教室を開設し
ました。

自宅学習が主体で、レポートの
添削、科目修得試験、年数回のス
クリーニング(面接授業)等で二年
間学習し卒業すると次のような特
典が得られます。

- (1)公認会計士第一次試験の免除
- (2)税理士の受験資格
- (3)不動産鑑定士第一次試験の免除
- (4)社会保険労務士の受験資格
- (5)国家公務員中級職の受験資格
- (6)外務公務員(上級・中級)の受
験資格

▽入学資格
高校卒業以上の方

▽入学願書受付締切
四月三十日

▽入学試験
なし(書類選考のみ)

▽入学説明会・相談会
四月十日(日)午後一時より

美幌町コミュニティセンター

※詳しいことのお問合せは美幌町
教育委員会

(〇一五七二二五八六八二)
へお尋ね下さい。

Smokin' Clean

たばこは

町 内 で

買いましょう

== 民謡教室開講 ==

民謡は心のふるさと、子供から大人まで、初心者大歓迎!

- ◇期日 毎週水曜日 午後 6:30~9:30
- ◇場所 佐呂間町民センター和室
- ◇講師 民謡三味線師範 酒 井 孝 洋
民謡唄、太鼓講師 加 藤 高 志
- ◇主催 佐呂間民謡友の会

(連絡先⇒佐々木賢 TEL 2-3285

田川きみ TEL 2-2178)

水町書社

三月例題「彼岸」「春日」
四月例題「朝寝」「青麦」

防犯・社会を明るくする運動 入選作品

青少年の非行防止について

佐高二B 武田 知子

『非行』と言われて思いつづのは、まず飲酒、喫煙、万引、シンナーなどだ。

どれをとってみても、自分の将来に傷をつける物ばかりだ。

きまりを破ってみせるのは勇氣があつて、かつこいように考えてしまいがちだけど、実際、自分の為になる物なんて一つもありません。

「見つかりさえしなければいい。」なんてよく言うけど、昔のことわざにもあるように、悪事千里、悪いうわきというは広まりやすいものだ。

就職にしろ、進学にしろ、自分の大切な将来を、そんなつまらない事で壊してしまうのは、もったいない。

今、きまりを破ってまでしてタバコをすつたり、お酒を飲んだりするより、もう少しの間がまんして、堂々と、飲酒、喫煙のできる年になってから、心ゆくまで楽しんだ方がいいのではないだろうか

「そんな俺の勝手だろ。」と言われるかも知れないけど、二十才未満の飲酒、喫煙が禁止されている

以上勝手にはならない。きまりがある以上、守らなくてはならないのだ。

えらそうな事を書いてしまったが、実際、わからない事がたくさんある。

学校に通っている間は、お酒もタバコも厳しく禁止されているけれど、卒業してしまえば人前でタバコを喫つても何も言われないのが現実だ。

学生と社会人の違いだけで、二十才未満なのは同じなのに、まわりの人も黙認している。

「学生は勉強が本分だからそんな事にうつつをぬかしたら困るからだ」と大人の人は言うけれど、「社会人は仕事がおそろそかになつたりしないのか。」なんて言つたら大人の人は笑うだろう。

それに、タバコが体に悪いという事は、みんな知っているのに、国でタバコを売っているのはなぜなのだろう。

タバコを売つたお金は、重要な財源の一つかも知れないけど、害になる物を国で売るのはどうしてだろう。

それよりも、体に悪いと知つていて、タバコを吸う人がたくさんいるのはなぜなのだろう。

健康はお金じゃ買えないのに。

肺ガンなんかになってから禁煙したり、肝硬変になってから禁酒したりするのは遅いのに。

話がかなりそれたような気がするけど、二十才未満の飲酒、喫煙が禁止されている以上は、それを守らなくてはならないということだ。

誘惑に負けない強い意志を持つ。ほんの小さな事のように思えても、将来にかゝる大切なことなのだから。

郵便局だより

●郵便はがき、郵便切手等の交換制度

郵便局では、書き損じた年賀はがきや余つた年賀はがきを有効に活用していただくため、新しい郵便はがきや郵便書簡又は郵便切手と交換する取扱いを行つております。また高額な郵便切手を小額の郵便切手などに交換する取扱いも行つております。

この取扱いを、切手類(郵便はがき、郵便書簡、郵便切手を総称したもの)交換制度といいます。

切手類交換制度の沿革

昭和四十一年七月、料額印面(切手に相当する部分)以外の部分を汚染し、き損し、印刷を誤り、又は書き損じた郵便はがき又は郵便書簡について、一定の交換手数料とともに、郵便局に提出していただければ、原則として、提出されたものと同一の規格及び様式のものとして交換する取り扱いを開始いたしました。

これは、誤つて書き損じたり、印刷を間違えたりした郵便はがきや郵便書簡を、利用者の方がそのままむだにされることのないようサービスの改善を図ろうというところで設けられたものです。

なお、交換は、提出された切手類に表わされた金額に相当する額の切手類と行います。

交換手数料は、交換のため郵便局に提出される切手類一牧につき次のとおりです。

- ①郵便切手、通常はがき、往復はがきの往信部又は返信部のみ、小包はがき五円。
- ②往復はがき、郵便書簡は十円となつております。

●風景入通信

日付印使用開始

佐呂間郵便局では二月一日より風景入通信日付印を使用することになりました。意匠図案はサロマ

湖とホタテを描きハマナスを配するという事で、サロマ湖の景観を日付印にしたものです。使用開始記念と致しましてサロマ湖周辺等の風景を印刷し、皆さまのご利用をお待ちしております。

図案作成者 笹川 信雄



●お年玉つき年賀はがきの当せん番号が次の通り決まりました。

昭和58年年賀はがきお年玉当選番号

1等	カラーテレビ	A 組	381855
		A・B組	994628
		共通	325212
			398915
2等	折りたたみ式自転車	A 組	下5ケタ 86185
		A・B組	下5ケタ 86466
		共通	
3等	手紙セット(便せん、封筒、カード)	A・B組	下3ケタ 651 007
		共通	
4等	お年玉切手シート	A・B組	下2ケタ 32 94 67
		共通	

(引き換え期間、昭和58年1月20日から7月19日まで)

交通災害共済

家族みんなで加入しましょう

一人年額 五〇〇円

今年も、交通災害共済の加入時期になりました。

この制度は、網走支庁管内二十三町村の住民がわずかな掛金（一人年額五〇〇円）で、不幸にして交通事故で怪我をされた方や亡くなられた遺族の方へ見舞金を贈り救済の一助とするものです。

本町の加入率も、町民皆様の御協力により、年々増加し昨年は、八九、一％でした。

又、見舞金の支給額は、一月末

現在で、総額四百六万円となっています。

三月三十一日で、今までの共済期間は失効しますので今まで加入されていた方も、新規加入される方も、二月中に手続きをして下さい。

中途に加入される場合は、加入した日の翌日から五十九年三月三十一日までとなり、会費は五〇〇円です。

又、今年も、役場の方で加入申

共済見舞金基準額表

等級	災害の程度	共済見舞金基準額
1等級	死亡したとき（事故発生後180日以内に限り）	1,000,000円
2等級	151日以上180日以下の治療期間を要する傷害 151日以上180日以下を引き上げたものである	130,000円
3等級	121日以上150日以下の治療期間を要する傷害	80,000円
4等級	91日以上120日以下の治療期間を要する傷害	60,000円
5等級	61日以上90日以下の治療期間を要する傷害	50,000円
6等級	31日以上60日以下の治療期間を要する傷害	40,000円
7等級	8日以上30日以下の治療期間を要する傷害	30,000円
8等級	7日以下の治療期間を要する傷害	20,000円
9等級	自動車損害賠償保障法施行令の第1級各号に掲げる後遺障害	370,000円
10等級	自動車損害賠償保障法施行令の第2級及び第3級各号に掲げる後遺障害	200,000円

交 差 点

▶昭和57年交通事故発生状況

(57年末現在)

発生件数	14	(15)
死者	4	(0)
負傷者	18	(26)

()内56年同期

▶交通事故死ゼロ300日目標

達成日 昭和58年9月3日

1月末現在 85日です。

▶昭和57年度交通安全標語入選作

ちょっと待て!

忘れてませんか 安全ベルト

(富士小 米屋 美穂)

追い越せば 前に危険が待っている

(若里小 戎 重樹)

「だいじょうぶ」

その一言が事故のもと

(若佐中 山口 環)

見舞金請求の

手続きは

事故に合わせた交通共済の会員の方は、事故発生日より一年以内に、請求の手続きをしないと、見舞金が受けられなくなります。

請求の手つぎは、怪我が完全に治ってから行ないますが、しかし、全治するまでに一年以上かかる場合は、役場交通係にありま

尚、請求時に必要な用紙（見舞金請求書、診断書用紙、事故申立書、交通事故証明書請求用紙）は、役場交通係にありま

る場合は、一年以内に一度請求しなければなりません。

請求に必要な書類等

一、印かん

二、交通災害共済見舞金請求書

三、会員証

四、診断書

五、自動車安全センターの発行する交通事故証明書

※交通事故証明書が得られない場合は、交通事故申立書でも請求できますが、この場合、七等級の三万円までしか受けられません。

“サロマ湖を
皆んなで守ろう”

赤潮などの発生要因

リンを含む家庭用合成洗剤の使用を自粛しましょう

国鉄乗車券は
佐呂間駅で
買いましょう!

(湧網線の利用度を
高めるため御協力を)

ぼくとわたしの作品

今月は、若里小学校のおともたちの作品を紹介します。

実行

五年 木間 貴子

おとなしく、まるみのある書き方です。チョップリ字くぼりを考えたらよかったね。

温かい友情

六年 保坂 衛

「情」という字が、ていねいに書けています。



「チビクロサンボ」
一年 鈴木 里美

トラのバターでたくさんのおトケキがやけたようすが、じょうずにかけています。

「スキー」
二年 西 由香里

スキーすべりの楽しかった思い出が、よくえがけています。

〈ご存じですか?〉



図のような、木の形をあしらったマークをご覧になったことはありませんか。

小・中学生向けの学習雑誌やトイレット・ペーパー、ちり紙の包装紙に表示されています。

マークを集めて

校庭の苗木に

このマークは、

「グリーンマーク」と呼ばれ、これが表示された紙製品は、古紙を原料としてつくられていることを表わしています。

小・中学校単位で、このグリーンマークを一定の枚数集めると、いろいろな樹木の苗木と交換できます。

これが、昭和五十六年九月に発足した「グリーンマーク制度」で、通商産業省所管の財団法人古紙再生促進センターが出版社や社団法人日本植木協会などと提携し、全国の小・中学校を

対象に行なっているものです。

この制度による苗木の配布を希望される小・中学校（PTAなど）は、財団法人古紙再生促進センター・グリーンマーク実行委員会事務局に、はがきなどで、お申し込み下さい。

住所は、次のとおりです。

☎一〇四

東京都中央区銀座二丁目

十六番地十二号

銀座大塚ビル内

☎〇三ー五四三一

一四七〇



グリーンマーク

します。

なお、グリーンマーク掲載の紙製品の種類や交換苗木の種類など詳しいことは、同事務局までお問い合わせください。



入院時の費用3万円をどうぞ (老人療養資金)

◎特別生活資金

貸付条件

- 申し込みは随時
- 無利子・無担保・保証人も必要ありません。
- 3万円までお借しします。

利用できる方

- 年齢が65才以上
- 18才以上の子どもがいない。
- ひとりぐらし、老人夫婦世帯又は老人と児童の世帯

その他

- 所得制限がありますので、社会福祉協議会・民生課社会係でご相談下さい。
- 生活保護世帯・福祉施設入所者は利用できません。

屋根からの落雪・落氷による

事故防止のお願い

毎年、冬になりますと、屋根に積った雪、氷、つららが落ちて、歩行者が怪我をしたり、また死亡したりすることが、しばしば起っています。

過去五年間における事故状況をまとめました。によると、死者三〇名、重傷四七名、軽傷一二六名で、その多くは通行中に起きたもので、幼児、小学生、お年寄りが過半数をしめています。

また、事故の発生は、一日の気温が次第に高くなって来る十一時頃から、午後二時頃がピークとなっておりま。

一方、事故は都市部に集中して発生していますが、郡部の事故は発見が遅れて死亡につながる場合

が多くなっています。

冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするために、特に、次のことに注意して下さい。

○道路に屋根の雪が落ちるような建物には、雪、氷、つららが落ちて事故が起らないよう、丈夫な雪のすべり止めなどをつけるようにして下さい。

○雪のすべり止めがつけてあっても、強さが足りなかったり、針金などがさび付いて古くなったりして、こわれて落ちることもありますので、必ず点検して、悪いところは、早めに修繕するようにして下さい。

○屋根の雪、氷、つらは、気温が急に上昇し、特に、マイナス

三度からプラス三度位になったときは、落ちやすい状態となっていますので、早めに雪、氷、つららをおろすようにし、おろすときは歩行者や遊んでいる子供などに注意して下さい。

○屋根からたくさん雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうかを確かめるとともに、通行の支障にならないよう、直ちに処理して下さい。

○屋根から落ちた雪、氷、つららや敷地内の雪を道路に出しますと、歩行者や車の運行に支障となりますので、出さないようにして下さい。

(北海道開発局・北海道・北海道警察)



ご寄付

ありがとうございます

▼香典返しを廃して

●社会福祉協議会へ

(亡母まさ子さん)

西 富 押野 隆さん

(亡母きみさん)

若 里 木村 静雄さん

(亡長男孝昭さん)

東 長尾 綾子さん

(亡夫一郎さん)

永代町 広瀬 金子さん

●浜佐呂間老人クラブへ

(亡父朝次郎さん)

浜佐呂間 駒井 藤男さん

●佐呂間老人クラブへ

(亡母まさ子さん)

西 富 押野 隆さん

母の全快祝を廃して

●富士老人クラブへ

富士 姉崎 正さん

その他

●社会福祉協議会へ

佐呂間 商工青年部

●特別養護老人ホームへ

永代町 船戸 品さん

宮前町 榎本 信一さん

北 大城 茂樹さん

東 杉山 政見さん

仁倉 橋本 義男さん

浜佐呂間 脇本 静雄さん

浜佐呂間 加藤 鐘雄さん

若 里 難波 昌子さん

佐呂間 鮮魚部会

日 赤 奉 仕 団

赤 玉 藥 局

杉 野 商 店

石 山 呉 服 店

弘 内 菓 子 店

佐呂間老人クラブ

西 富 公 住 婦 人 会

多 田 商 店

鮎 田 八 洲 館

佐々木 写真 真 館

佐呂間 高校家庭科クラブ

北見市 三好 医 療

留辺薬町 堀内 繁治さん

小清水町 柳本 誠一さん

上湧別町 姉崎昭太郎さん

生田原町 久保 一夫さん

専売公社北見営業所

佐呂間 高校吹奏楽部

〈慰問〉

私たちのまち

(前月比)

人 口 8,680 (一10)

男 4,424 (一3)

女 4,456 (一7)

世帯数 2,601 (一2)

1月31日現在